

契約実績に応じて手数料  
をお支払いします!!

## 北海道中小企業団体中央会 『共済制度』普及促進制度のお知らせ!!

中央会が実施する共済制度（『業務災害補償』及び『ビジネス総合保険』）の普及促進のため、本会と普及促進に関する覚書を取り交わし、組合員等に対する共済制度の紹介及び加入の勧誘を行っていただいた結果、覚書を取り交わした日以降に新規契約が成立した場合、毎年契約保険料に応じて手数料をお支払いいたします。

この共済制度は一般に加入するよりも割安ですので是非この機会に組合員等の皆様へご紹介ください。補償内容などの詳しいご説明は右下記載の2社の保険会社からいたしますのでご希望の保険会社をご紹介いたします。

手数料の支払方法や覚書の取り交わしについては中央会共済担当へお問い合わせください。

### 『業務災害補償』 『ビジネス総合保険制度』

北海道中小企業団体中央会の会員組合等に所属する組合員や会員が加入することができます。

事業活動に伴う労災リスクから皆様をお守りする『業務災害補償』、事業活動を取り巻く様々なリスクから皆様をお守りする『ビジネス総合保険』で経営上のリスクを包括的にカバーします。



### 業務災害補償の特徴

- ◆全国の都道府県中央会のスケールメリットによる割安な保険料水準
- ◆労災賠償に備える  
政府労災保険の給付を待たずに保険金のお支払いが可能（政府労災保険への加入が必要）  
（使用者賠償責任保険は給付決定後の支払になります。）
- ◆保険料は売上高と業種で算出
- ◆保険料は全額損金算入可能

### ビジネス総合保険の特徴

- ◆全国の都道府県中央会のスケールメリットによる割安な保険料水準
- ◆事業者を取り巻く様々なリスク（PL、リコール、情報漏えい、施設・事業遂行等）に対する補償の漏れ、ダブりを解消し、リスクを総合的に補償します。
- ◆事業休業補償により災害にあった際の事業継続のための資金も確保できます。



連携の絆を深め、輝く明日へ

北海道中小企業団体中央会  
Hokkaido Federation of Small Business Associations

◎ 詳しい内容は保険会社がお説明します。

お問合せは

共済担当 土井

☎ 011-231-1919 fax 011-271-1109

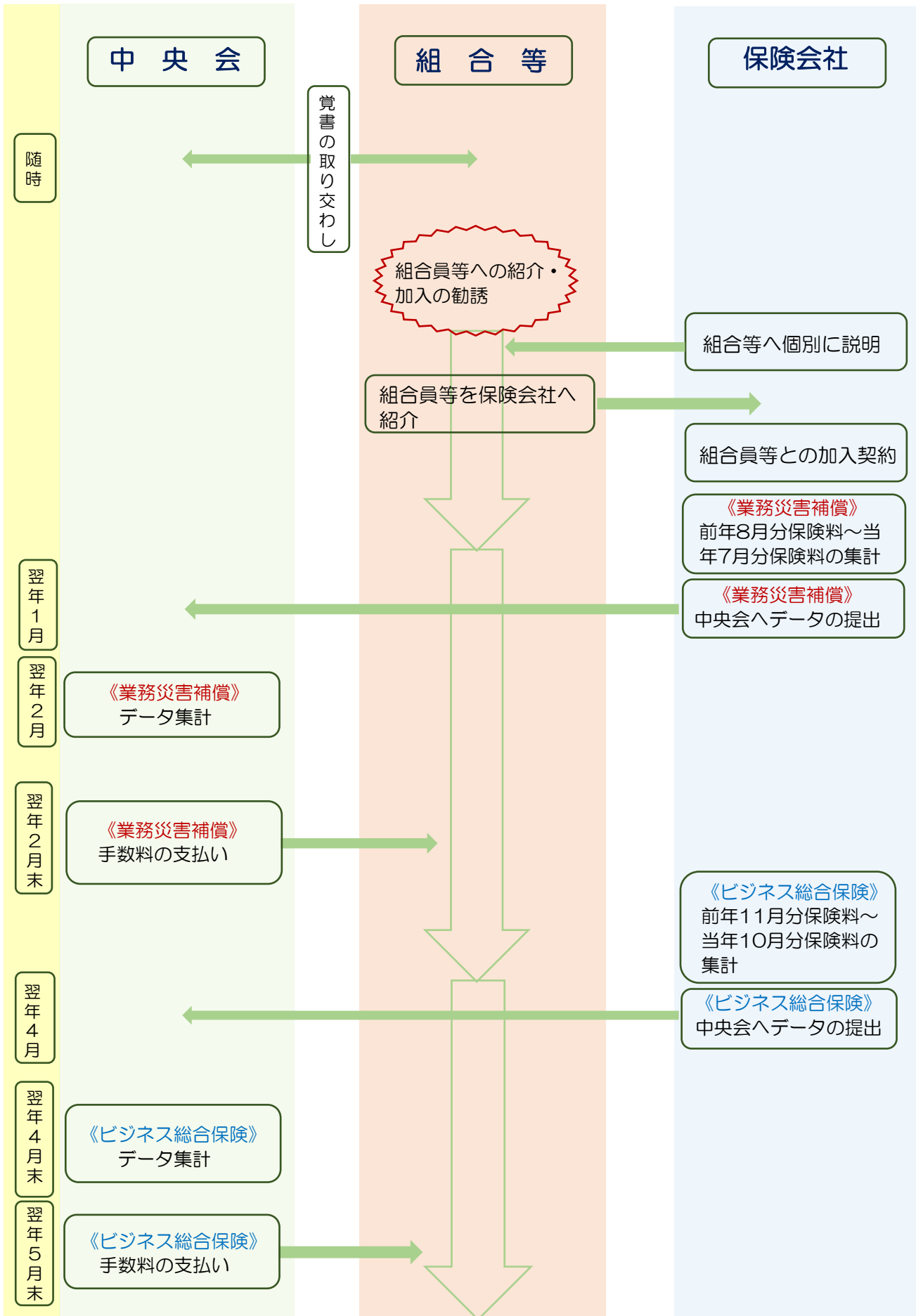
《引受保険会社》

- ◆ 三井住友海上火災保険株式会社
- ◆ 東京海上日動火災保険株式会社

※ 共済制度は他に損害保険ジャパン日本興亜株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が取扱っていますが、普及促進制度が適用されるのはこの2社に限られます。

普及促進制度の流れは次ページへ ↓

# 普及促進制度の流れ



## 中央会共済制度普及促進業務手数料

## (1) 手数料の算定

## 【業務災害補償】

手数料①	算定対象期間における新規の加入契約に係る保険料合計額 × 2%
手数料②	算定対象期間における新規の加入契約に係る保険月数合計 × 200円
支払手数料	①(税別) + ②(税込み) (100円未満切り捨て)

## 【ビジネス総合保険】

三井住友海上火災保険(株)引受分	
手数料①	算定対象期間における新規の加入契約に係る保険料合計額 × 1%
手数料②	算定対象期間における新規の加入契約に係る保険月数合計 × 100円
支払手数料	①(税別) + ②(税込み) (100円未満切り捨て)

東京海上日動火災保険(株)引受分		
手数料①	算定対象期間における新規の加入契約に係る保険料合計額	(休業・賠償に係る補償) × 1%
		(財産・工事に係る補償) × 0.35%
手数料②	算定対象期間における新規の加入契約に係る保険月数合計 × 100円	
支払手数料	①(税別) + ②(税込み) (100円未満切り捨て)	

## (2) 手数料の算定対象期間及び支払時期

種 別	算定対象期間		支払時期
	保険月	保険料入金月	
業務災害補償	前年8月分～当年7月分	前年10月～当年9月	翌年2月
ビジネス総合保険	前年11月分～当年10月分	当年1月～当年12月	翌年5月

(お問合せ用様式 (fax送信用))

令和 年 月 日

北海道中小企業団体中央会 共済制度担当 行

FAX 011-271-1109

北海道中小企業団体中央会『共済制度 (業務災害補償及びビジネス総合保険)』の普及促進制度の詳細を知りたいので下記へ連絡ください。

会 員 名			
代表者役職		代表者氏名	
事務所住所	〒		
担当者役職・氏名			
電 話 番 号			

- ※ 本会担当からご連絡させていただきます。
- ※ 注 補償内容の説明は保険会社からいたします。
- ※ 保険会社の紹介のみの場合もお気軽にご連絡ください。

(その他連絡事項がございましたらご記入ください。)

《担当》  
北海道中小企業団体中央会 連携支援部 担当 土 井  
☎ 011-231-1919 ・ fax 011-271-1109